

監査監第1302号

令和2年12月25日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様

さいたま市監査委員 大 矢 幸 子

同 工 藤 道 弘

同 伊 藤 仕

同 松 下 壮 一

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

建設局

下水道部

下水道総務課、下水道財務課、下水道維持管理課、下水道計画課

北部建設事務所

下水道管理課、下水道再整備課、下水道建設課

南部建設事務所

下水道管理課、下水道再整備課、下水道建設課

(2) 対象事務

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年6月末日まで）及び他の年度における下水道事業会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適切か。

(2) 支出事務

違法、不当又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

(4) 資産管理事務

固定資産、現金、有価証券等の管理は適正に行われているか。

(5) 事業運営事務

事業の運営は適正、合理的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和2年8月4日（火）から令和2年12月23日（水）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

さいたま市水洗便所改造資金貸付金の債権回収事務において、延滞金を徴収していなかったため、さいたま市債権管理条例第9条及びさいたま市水洗便所改造資金貸付条例第5条第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所下水道管理課】

【南部建設事務所下水道管理課】

(2) 契約事務

下水道アセットマネジメントシステムサーバー賃貸借契約において、賃貸借契約であるにもかかわらず、さいたま市業務委託契約基準約款の定めるところにより業務委託契約が締結されていた。また、当該契約書の内容に不備が見受けられたため、さいたま市契約規則第26条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道計画課】

(3) 資産管理事務

ア 固定資産の管理において、固定資産台帳に廃棄済のものが登録されていたの

で、さいたま市下水道事業財務規則第8条第1項及びさいたま市下水道事業固定資産管理要領第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道財務課】

【下水道部下水道維持管理課】

【北部建設事務所下水道管理課】

【南部建設事務所下水道管理課】

イ 統合により下水処理センターから移管された備品について、統合前の備品票が貼付されているもの、備品票の貼付がないもの、同分類の複数の備品に同一の備品票が貼付されているものが見受けられた。また、統合された際、新たな備品番号を付番しなかったことにより、下水道維持管理課の備品台帳に備品番号の重複が多数見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道維持管理課】

(4) 事業運営事務

会計年度任用職員の管理において、個人台帳及び職員別報酬台帳（賃金台帳）を作成していなかったため、労働基準法第107条及び第108条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道維持管理課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

7 意見

(1) 事業運営事務について

現金に準ずる金品（切手・印紙等）について、使用頻度が極めて少ないにもかかわらず、継続して保有しているケースが多く見受けられた。

切手・印紙等を保有する所管課においては、それらの実数と台帳との確認を定期的に行うなど内部統制の取組により、適切な管理とリスク回避が求められる。使用目的が不明瞭のまま保有することによるリスクを考慮し、適切な取扱いについて検討されたい。

また、現金及び現金に準ずる金品（切手・印紙等）を資産計上していないことについて、地方公営企業法施行令第9条第1項に掲げる「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない」

という会計の原則に則り、少額であっても、適正に資産計上することを検討されたい。

(2) 内部統制体制の整備と運用について

監査の結果、各所管課における内部統制の取組は、概ね適正に実施されており、職員の内部統制に対する意識は、一定程度の認識があることが確認できた。

しかしながら、過去の監査の指摘事項等については、事務点検等の見直しにより是正又は改善の措置報告が提出されているものの、継続して実施されていないケースも見受けられ、組織としてのリスク管理が十分に機能していないことが、その要因の一つとして考えられる。

同じような不適切な事務処理を繰り返し発生させないためには、継続的に内部統制に対する意識を向上させることが重要である。各所管課においては、現行の事務処理を再度確認し、職場内での情報共有と協力体制を強化するとともに、より機能を充実させ実効性のある内部統制の取組を進められたい。